平成２８年（フ）第４４号
仙台市青葉区みやぎ台２丁目31番15号　パレウエスト203
債務者　川原　伸一
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１６号
福島県いわき市平南白土２丁目11番地の18
債務者　安齋　律子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第３５号
富山県砺波市東石丸30番地15
債務者　島　さおり
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第６９号
山梨県甲府市美咲２丁目17－４　セントラルハイツリィ　203号室、住民票上の住所山梨県甲府市塩部４丁目13番23号
債務者　矢野　　孝
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９０号
山梨県甲府市国母８丁目22番19号　２Ｆ
債務者　坂井　陽子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９８号
山梨県甲府市宝２丁目14番14号
債務者　中山千鶴子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３９５号
名古屋市守山区藪田町1223番地　ピアー横手101号
債務者　谷口佐和子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８２号
愛知県津島市宇治町字茶ノ里187番地１
債務者　下村　健太
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７６号
兵庫県高砂市北浜町牛谷716番地の18
債務者　坂田　省三
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第９３号
兵庫県加古川市平岡町土山1077番地の５　Ｍプラザ土山402号
債務者　毛利　　進
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第９４号
兵庫県加古川市平岡町土山1077番地の５　Ｍプラザ土山402号
債務者　毛利　紀子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２３９号
広島県東広島市高屋町中島446番地１　小松アパート102号
債務者　國保　裕子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２号
山口県萩市大字土原250番地
債務者　豊田　恵子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第１３号
山口県萩市大字土原250番地
債務者　豊田シズ子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第４３８号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石253番地215
債務者　明永　光弘
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４６３号
福岡市早良区賀茂４丁目42－10－208、住民票上の住所福岡市中央区輝国２丁目１番53号
債務者　松山　　桜（旧姓細江）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４８１号
福岡県糸島市前原東３丁目13番17号
債務者　神田　　栄
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部